

1. 災害救助法が適用された市町村名

鹿児島県 薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市

(注) 上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

① 特定小売供給約款でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ^{※1} の延長	2025年7月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用月の電気料金の免除	災害発生日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ^{※2} の免除	2026年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

② 需給契約条件および標準供給条件でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ^{※1} の延長	2025年7月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用日の電気料金の免除	災害発生日から6か月間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった日までの電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ^{※2} の免除	2026年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

3. お問い合わせ先

○ 鹿児島県		
出水営業所	鹿児島県出水市昭和町 25 番 1 号	0120-879-562
川内営業所	鹿児島県薩摩川内市若松町 3 番 33 号	0120-879-563
霧島営業所	鹿児島県霧島市国分野口東 1 番 50 号	0120-879-564
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号	0120-879-565
加世田営業所	鹿児島県南さつま市加世田地頭所町 1 番地 5	0120-879-566
鹿屋営業所	鹿児島県鹿屋市札元二丁目 3792 番 5	0120-879-567

※ 各営業所は、九州電力㈱から委託を受けた九電ネクスト㈱が運営しています。